



英国、南アフリカ共和国から帰国/再入国される皆様へ (検査証明書の提出等について)

- 英国及び南アフリカでの変異ウイルスの感染拡大を受け、過去14日以内に英国又は南アフリカに滞在歴のある入国者は、**出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。**

① 検査証明書の提出

- 日本人入国者は、出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国時に検疫官に提出してください。
- 検査証明書を提出できない場合は、検疫所が確保する宿泊施設にて入国後14日間待機していただく必要があります。（検疫官の指示に従わない場合は、検疫法に基づく停留の措置をとる場合があります。）

※ 外国人入国者についても、従前どおり、検査証明書を取得し、入国時に入国審査官に提出してください。

② 検疫所が確保する宿泊施設での待機と検査の実施

- 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合でも、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機していただきます。
- 入国後3日目（入国日は含まれません）に再度検査を受けていただき、陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所していただきます。
- 宿泊施設退所後も、入国後14日間は自宅等で待機していただきます。

③ 誓約書の提出

- 従前より、英国又は南アフリカから入国される方については、入国後14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不利用、LINEアプリ等での健康フォローアップをお願いしています。
- これらに加えて、入国後14日間の地図アプリ機能等による位置情報の保存、接触確認アプリの利用等について誓約書を提出してください。